

判決年月日	平成21年10月30日	担当 部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成21年（行ケ）10038号		
○横長の枠内に「新 極真会」と「SIN KYOKUSINKAI」との文字を二段に書して成り指定商品を第25類「被服，空手衣」とする商標登録が商標法4条1項10号に該当しない等として無効審判請求を不成立とした特許庁の審決が取り消された事例			

（関連条文）商標法4条1項10号

第1 事案の概要

- 1 本件は，被告が有する下記商標登録（本件商標）について原告が商標法（以下「法」という。）4条1項7号，8号，10号，15号，3条1項柱書に基づき商標登録無効審判請求をしたところ，特許庁が請求不成立の審決をしたことから，原告がその取消しを求めた事案である。

記

（商標）

新 極 真 会
SIN KYOKUSINKAI

（指定商品）

第25類
「被服，空手衣」

- 2 争点は，被告の有する本件商標が高度の悪意を持って出願されたもので公序良俗を害するおそれがある商標であるか（法4条1項7号），本件商標が原告の著名な略称を含む商標に該当するか（法4条1項8号），本件商標が他人の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されている原告使用標章に類似する商標であって，その商品又は類似する商品について使用するものに該当するか（法4条1項10号），本件商標が原告の業務に係る商品と混同を生ずるおそれがある商標に該当するか（法4条1項15号），被告に本件商標を使用する意思があるか（法3条1項柱書き），である。

第2 本判決の内容

本判決は，次のように判示して，審決を取り消した。

なお，本判決は，下記のとおり，本件商標が法4条1項10号に該当する（争点 ）として審決を取り消しているため，その余の争点に対する判断はなされていない。

「3 事案に鑑み，本件商標の法4条1項10号該当性について判断する。

上記2に認定した事実によれば，原告は，Aが死亡した後に分裂した極真会館において，Aの創設した極真空手を教授すること等を目的として支部長協議会派に所属した支部長らを中心に設立された団体であるところ，平成15年4月ないし5月当時の原告の組織概要は，世界組織が加盟国63か国，公認支部数145支部，支部長数1

43名，総会員数4万名であり，国内組織が総本部直轄道場14道場，支部数33支部，公認道場数11道場，全国道場総数360道場（平成15年4月現在），支部長数31名，道場責任者数25名，国内総会員数1万5000名という大規模なものであったこと，原告は平成15年7月11日に，名称を「極真会館」から「新極真会」へと改めることを記者発表するとともに，本件商標の出願時（平成16年10月22日）までに新団体名称の主催で世界大会（第8回・平成15年10月4日～5日）を開催したほか，その後も登録査定時（平成19年11月19日）までに継続的に新団体名称の主催で全日本大会や世界大会を開催するなどして，極真空手及び新極真会の名称の浸透を図っており，これらの結果，原告は日本全国のみならず世界各国において更に多くの会員を獲得していること，また，上記の大会の開催予定や結果はテレビや雑誌等において頻繁に採り上げられており，これもまた原告の名称の浸透や極真空手を教授する活動の認知に貢献していることが認められ，以上によれば，新極真会との原告の名称は，本件商標の出願時（平成16年10月22日）及び登録査定時（平成19年11月19日）において，原告の業務に係る役務を表示するものとして，空手やスポーツを愛好する者に周知であったと認めることができる。

そして，上記2のとおり，原告は，本件商標の指定商品である被服，空手衣に相当する空手の胴着や帯，Tシャツに原告の団体名を毛筆体で「新極真會」と書して成る標章を付して販売するとともに，上記テレビや雑誌等において原告の会員らがこれら標章の付された胴着やTシャツを着用した姿で頻繁に紹介されていることが認められ，そうすると，「新極真會」との標章は，本件商標の出願時（平成16年10月22日）及び登録査定時（平成19年11月19日）において，原告を表示するものとして空手を志す需要者の間に広く認識されていたと認められる。

一方，本件商標は，前記第2の1のとおり，

新 極 真 会 SIN KYOKUSINKAI

というものであり，上段に「新」と「極真会」との間をやや空けて「新極真会」と書し，下段に「SIN」と「KYOKUSINKAI」との間をやや空けて「SINKYOKUSINKAI」と書して成るものであるのに対し，原告が使用する標章は，上記のとおり，毛筆体で「新極真會」と書して成るものであるが，両者は文字間の懸隔や書体ないし字体において差異はあるものの，いずれも容易に一体として「シンキョクシンカイ」との称呼を生じ，かつ，極真空手を教授する新たな団体との観念を生じるものであるから，本件商標は上記原告が使用する標章に類似するものと認められる。またその指定商品も上記のとおり「被服，空手衣」であって，原告の販売する胴着やTシャツと同一又は類似であると認められる。

以上からすると，本件商標登録は，「他人の業務に係る商品若しくは役務を表示す

るものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であつて、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用するもの」として法４条１項１０号に該当するものと認められるから、本件商標は無効といわなければならない。」